

5 茅資循第 27 号

令和 5 年 6 月 1 日

茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会

会長 安齋 寛 様

茅ヶ崎市長 佐藤 光



茅ヶ崎市における戸別収集のあり方及び茅ヶ崎市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画の改定について（諮問）

茅ヶ崎市附属機関設置条例第 2 条及び茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第 28 条の規定により、次のとおり諮問いたします。

1 諮問事項

- (1) 茅ヶ崎市における戸別収集のあり方について
- (2) 茅ヶ崎市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画の改定について

2 諮問の趣旨

(1) 茅ヶ崎版戸別収集について

本市では、令和 5 年度から始まる「茅ヶ崎市実施計画 2025」の中に『戸別収集導入検討に関する事業』を位置付け、アンケート調査の実施など改めての検討をスタートさせたところです。

過去には、「ごみ有料化」の併用施策として、戸別収集の実施に向けた検討を進めていましたが、実施に要する費用を賄うことができないことと実施を望まないご意見が半数程度存在したことから、「ごみ有料化」と併せての実施を見送り、現在に至っています。

令和 4 年 4 月から「ごみ有料化」を実施し、大幅なごみ減量化が進んでいる一方で、「燃やせるごみ」の収集体制を変更したこともあり、本市の「ごみ」を取り巻く現状は大きく変化しております。また、ステーションへの不適正排出対策の決め手を欠く中、戸別収集実施を望む声も徐々に大きくなっており、そのような情勢の変化も踏まえ、改めて実施に向けた検討を進めていく必要があると考えております。

つきましては、アンケート調査結果などを参酌しながら、本市にとってふさわしい戸別収集のあり方についてのご提言をいただきたく、諮問いたします。

(2) 茅ヶ崎市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画の改定について

「一般廃棄物処理計画」は、中長期的な視点に立ち、ごみの減量や適正処理を推進

するための基本的な方針を示す『基本計画』と基本計画を実施するために必要な事業計画を単年度ごとに示す『実施計画』とで構成されています。

現行の「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画」は、令和6年度を目標年度として、令和5年3月に一部改訂したところですが、現行計画の期間終了に伴い、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行など、ごみ処理に関する国の動向に対応するとともに、本市のごみ処理の現状と課題を踏まえた中で、令和7年度を始期とする新たな計画に改定する必要があります。

つきましては、「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画」の改定にあたり、審議会として幅広いご見識と多角的な視点からご審議いただきたく、諮問いたします。

3 答申希望時期

- (1) 茅ヶ崎市における戸別収集のあり方について

令和6年2月頃

- (2) 茅ヶ崎市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画改定について

令和6年7月頃

事務担当

茅ヶ崎市環境部資源循環課資源循環担当 瀬口・幡矢

[電 話] 0467-81-7178 (直通)

[F A X] 0467-57-8388

[E-mail] shigen@city.chigasaki.kanagawa.jp